

認定基準

区分	項目	内容
必須	事業場所	本店または事業拠点が市内にあり、かつ市内で販売を行っていること。
	安全・安心	申請商品を生産・製造・加工および販売するにあたり、関係する法令・基準を遵守していること。
	安定性	安定した品質・供給体制が確保されていること。 ※予約販売や期間限定販売であっても、一過性の販売でなければ可。
選択	八幡市内産の素材使用	申請商品のテーマとなる素材が八幡市内で生産されたものであること。
	【食料品のみ】 八幡らしい商品名・形状	八幡ならではの地域資源などにちなんだ商品名で、パッケージを外しても商品自体の姿かたちが類似の商品と比較して、独自のいわれや工夫があるもの。 ※パッケージの形・絵柄などは含まない。
	【工芸品のみ】 八幡らしい商品名・デザイン	八幡ならではの地域資源などをモチーフとした商品名、かつデザイン(形状・絵柄・色味など)であること。 ※パッケージの形・絵柄などは含まない。
	歴史性・認知度	数代にわたり、八幡で販売され、八幡市民に一定の認知があり、新聞・テレビ・ラジオや市の広報などに取り上げられた実績のあるもの。
	新規性	販売年数が3年未満程度であり、商品特性(品質・形状・機能・味覚・商品名など)や生産・製造・加工の方法や技術により、八幡市をPRできるもの。
加点	発信力	パッケージや添付のリーフレットなどが八幡市のPRになっているもの。
	商品の魅力・優位性	申請商品が商品特性(品質・形状・機能・味覚・商品名など)や生産・製造・加工の方法・技術のいずれかにおいて類似の商品と比較して、優位性があること。

※【加点】の項目が評価されれば、【選択】の項目を満たしていなくても、認定される場合があります。

八幡市産の素材を使用した商品、市内に存在する歴史ある商品、八幡らしい名称やデザインをした商品など、八幡ならではの商品を「ヤワタカラ」として認定し、発信する「認定基準」の必須項目を「認定基準」の必須項目をご覧ください。

次のとおり、八幡の良さを活かした逸品を募集します。で、自慢の商品について、ぜひ応募ください。

**対象商品**  
食料品(食品表示基準に規定する加工食品)  
※生鮮食品・農作物は対象外。

**対象者**  
本店または事業拠点が市内にあり、かつ市内で販売している事業者  
※詳しくは「認定基準」の必須項目をご覧ください。

**応募方法**  
必ず「ヤワタカラ認定申請の手引き」をお読みいただき、申請書に記入し、添付書類を添えて、1月11日(火)午後5時15分までに「やわたブランド審査委員会事務局(商工観光課)へ持参(郵送不可)してください。

**認定の流れ**  
1 申請後、審査委員会が認定基準に基づき審査します。  
2 審査を経て、市長が「ヤワタカラ認定証」を申請者宛に発行します。

**認定特典**  
ブランド一覧リーフレットおよび市ホームページへの掲載、市主催のイベント等認定品のPRを予定

※申請数は1事業者につき2点まで。  
※申請書、申請調書等の書類は、商工観光課や観光協会、商工会に配架。



市内事業者の皆さんへ  
やわたブランド「ヤワタカラ」  
認定品を募集します



問やわたブランド審査委員会事務局 (商工観光課) ☎983-2859

# 市職員を募集します

## 令和3年度(第2期)

令和3年度(第2期)八幡市職員採用試験を実施します。試験方法や提出書類など詳しくは、募集要項をご覧ください。

募集要項および受験申込書は市役所人事課、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター、生活情報センター、八幡人権・交流センター、有都交流センターで配布します。また、市ホームページからも入手可能です。

- 1 試験職種、採用予定人数および受験資格＝右の表＝
- 2 採用予定日 令和4年4月1日以降
- 3 試験の日時および場所  
日時 令和4年1月23日(日)  
午前9時～午後4時(予定)  
場所 文化センター
- 4 受付期間・場所  
受付期間 11月29日(月)～12月20日(月)  
受付場所 市役所人事課  
※郵送のみ。当日消印有効。



問人事課 ☎983-1792

### 1 試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職C (手話通訳士)	若干名	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)手話通訳士または都道府県および政令指定都市認定手話通訳者の資格を有する人 または令和4年3月31日までに取得見込みの人
技師(建築)	若干名	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業した人または令和4年3月31日までに卒業見込みの人
幼稚園教諭 保育士	若干名	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または令和4年3月31日までに取得見込みの人 (注)採用職種(幼稚園教諭または保育士等)、配属施設(幼稚園、保育園またはこども園)は採用時に決定します。 (注)幼稚園教諭免許の更新対象となった人、更新された人は更新講習修了確認証も併せて提出してください(令和4年3月31日までに取得見込み可)。 (注)保育士資格には、「保育士証」が必要です(令和4年3月31日までに取得見込み可)。

(注1)上記の受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の各号に該当する人は受験できません。  
(注2)上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。  
(注3)日本国籍を有しない人は、公権力行使等の職(管理職を含む)に就くことはできません。

## 令和4年4月からの 放課後児童クラブ入所について

受付期間 12月13日(月)～  
令和4年1月14日(金)

小学校区	実施施設
八幡小	八幡小学校内
くすのき小	竹園児童センター内
さくら小	男山児童センター内
橋本小	橋本児童センター内
中央小	中央小学校内
有都小	有都小学校内
南山小	南山小学校内
美濃山小	美濃山小学校内 子ども・子育て支援センター内

来年度4月からの放課後児童健全育成施設(放課後児童クラブ)の申し込みは、12月13日(月)～1月14日(金)の受付期間を受け付けます。

**対象**  
市内在住の小学新1～新6年生で、保護者が就労・疾病・出産その他やむを得ない事情により、放課後にご家庭で保護を受けられない児童

**開設日時**  
放課後児童クラブは、八幡市立小学校の休業日や行事等に合わせて開設します。

**平日** 放課後5時～午後7時(午後6時30分～7時の延長利用を希望される場合は、事前申請が必要)  
**土曜日** 午前8時～午後6時(事前申請が必要)

**費用**  
使用料 8500円(月額)  
※所得に応じて変更あり(傷害保険料 6000円(年額)、その他おやつ代などの負担あり)

**申し込み方法**  
申請書に必要事項を記入し、保護者の在職証明書等を添えて申請してください。申請書類等は子育て支援課と各施設で配布するか、口座振替申込用紙以外は市のホームページから入手できます。  
※書類に不備がある場合は受け付けできません。  
※受付期間後の利用申込は、受付期間内の申込者を優先して受け入れを行いますので、申込状況によっては希望の利用開始日から利用できない場合があります。

**お問い合わせ**  
子育て支援課 ☎983-1112